

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第18号)概要

① 第一種公衆電話の削減と補填の在り方

- ✓ 第一種公衆電話機の超過設置台数分のユニバーサルサービスとしての補填は、令和14年度認可分(令和13年度実績)までとする。【施行規則改正省令(令和4年総務省令第7号)附則第4項】
- ✓ 第一種公衆電話機の撤去に係る費用の補填は、令和5年度認可分(令和4年度実績)から令和14年度認可分(令和13年度実績)までとする。【施行規則様式38の2、施行規則改正省令(令和4年総務省令第7号)附則第4項】
- ✓ 超過設置台数分の撤去に係る費用は、実際に要した撤去費用及び除去損を対象とし、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を報告させる。【算定規則第15条、第17条の2(新設)、第17条の3(新設)、第18条、別表第1、第9の2~5(新設)】
- ✓ 超過設置台数分及び撤去に係る費用の補填の在り方は、本改正省令施行5年後(令和9年)に見直しを実施する。【本改正省令附則(新設)】

② 第一種公衆電話のユニバーサルサービス収支と補填額との関係

- ✓ 第一種公衆電話の区分(市内通信、離島特例、緊急通報)ごとに、LRIC方式により算定された原価とユニバーサルサービス収支上の営業費用を用いたそれぞれの赤字を比較し、いずれか低い額を補填する。【算定規則第5条第1項】
- ✓ ユニバーサルサービス収支上の営業費用をLRIC方式により算定された原価と比較する際には、報酬額(他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税)を合わせて考慮する。【算定規則第7条、別表第1の2(新設)】